

方言文法の方向

鎌田良一

(1)

方言学は非常に活潑に研究されているが、現在、方言研究の中、最も進んでいるのはアクセントと語彙で、音韻と語法とは未だ十分とは言えない、というのはここ二三年來の學界展望などでいつも言われてゐるところである。では、なぜ方言文法の研究が遅れているのか、それをばむものは何かについて考へ、方言文法の研究のあり方について考えてみたい。しかし、筆者は全國諸方言についての知識も乏しく、方言文法についても至つて未然なものであるから、あるいは近畿方言文法にかたよつたものになるかと思うが、次にあげる諸氏の論文を参考にして考へてみたい。

方言文法といえば先ず、藤原与一氏の「日本方言文法の研究」がある。これは実に豊富な資料によつて方言文法の体系を書かれたものだが、「日本方言学」(東洋文庫)における同氏の「文法」の部と同じように、その分析、記述の方法が心理的すぎてわかりにくくと日野資純氏その他の人々の声があるが同意である。

都竹通年雄氏の「方言文法論の方法」(国語学12)は形態論、表現論の両面からみようとされ、全国方言の具体的な実例によつて示され体系づけられたものである。氏は「私はひじょうに多くの方言を扱う必要があるので、能率を上げるために次の表をまとめて、そのばそばでそれぞれの方言に適するように修正して使つてある。」と書いて

おられるが、実に、一地方にかたよらないで、これだけ全国的によく出来たものと思う。その後、日野資純氏の「方言における文法研究の問題点——分析及記述法を中心として——」(国語と国文学二九年五月)、更に同氏の「近畿方言の文法に関する考察」(国語学20)があつり。宮島達夫氏の「文法体系について——方言文法のために——」(国語学25)がある。さきの都竹氏のものは学校文法の方法と表現文法の合流を考えられたのであるが、宮島氏のは文法の体系は今の学校文法の体系では駄目であるということを方言文法を例にして示されたものである。

いろいろの立場から観察し考察しておられるのが、ここで方言文法の性格を考えるために文法についてみるに、

橋本道吉博士は「国語教育」の「國文法について」の章において文法とは何かということについて次のように言つておられる。
文法は一つの言語の内部構造に關するものである。或時代或時期の一つの言語(現代の東京方言とか平安朝中頃の京都方言とか)の構造を観察する時にあらわれて来るものである。いくつかの違つた言語の間、又は一つの言語のいくつかの違つた時代や時期の間に存するものではない。随つて、同時代同時期の国語でも、その中の違つた言語の一つ一つに於て、又同じ一つの言語でも、その違つた時代又は時期の一つ一つに於て、皆それべの文法があるのであつて、それが互に違つたものである場合が多いのである。

と、即ち、一言語の共時的体系である。一方言とはここにも記されている。東京方言とか京都方言とかいうものである。ところで、規範文法とは何か、国語学辞典のこの項をみると

科学的研究のために言語現象をありのままに記述説明するのではなく、実用的な目的のために一定の基準に従って言語の正・不正を律してゆくので、言語の時代的、地理的、社会的相違を無視する傾きがある。

となつてゐる。これが学校文法であり、標準文法であり、この文法にかなつたものが標準語であるから標準語の文法と方言の文法とは当然体系自身違つたものとなつてゐるのであるから規範文法を以ていろいろの方言を記述することは出来ないことであり、もしそのようなどとをしようとしても無駄なことであり決してその方言の文法体系は示されないものである。

ここで標準語とは何かについて更に国語学辞典を開けば、「普通、中央語が母体となつて、成立」しているのであるが、「共通語を洗練の一定の基準で統制した理想的な国語」であり、「音韻、語彙、文法などのあらゆる点で理想的であり、国語の規範として尊重され」るものである。ところで標準語と共通語とについては

日本の現状では両者を区別しておく方がいい。標準語とは、單に用語法のみならず、アクセント、発音、発声法の点までも細かに決まった標準音をも含むべきだが、標準語と呼ばれる話すことばには、あまりにも地方差や個人差が多い、……しかし標準音を抜きにした標準語の議論はせいぜい実質的には共通語の段階を出しができない。なお、標準語を基準として、共通語との相違關係について言ふなら、共通語は、理想的国語としての標準語が目立たない程度に

方言差、個人差を混じえて実現されたものである。
となつてゐる。

一方、方言は一地域社会の成員の言語の総和をいうのであり、「机」のことを「ツクニ」といえば、「ツクニ」はこの地方の方言であり、「私」のことを「ワテ」といえばこれもこの地方の方言である。従つて方言文法では規範文法に一致するところもしないところも同じように記さねばならない。それをみて直ちにその地の文法体系がわかることが必要である。ところで一地域社会とか一方言とかの分類だが、近畿方言とか京都方言とか、更には家島方言（兵庫県飾磨郡家島）といふように大きな分類から小さな分類に至るいろいろの方言がある。近畿方言文法があり家島方言文法があるが文法体系は小分類の甲地図と隣接の乙地図との間では殆んど一致していると思われる。このようにして佐用郡方言文法と赤穂郡方言文法がまとまれば又、兵庫県方言文法の体系が出来、やがて近畿方言文法が出来る。このような形で帰納して行ってどこまで出来るか、又この作業をしていくのにかなり無理も生じるかと思うが、どの程度に無理が生じ、それをどう処理するかが問題である。方言研究がただ小さな地域のことばをむやみに調べるだけでは無意味なのと同じよう文法もまた一小地域の文法体系だけをしめすのでなくこれを比較し統合しそこから日本語の姿を見、そして本當の意味の共通語の文法体系をつくっていくことが必要である。

II

文法は普通次のようになつてゐるからこの順序で方言文法の特徴を考えてみる。

一、語論

1. 個々の語の形態論

2. 語それ自身の機能論

1. 文中の語の形態論

文中の語の機能論

先ず、語の形態についてであるが、方言の何よりの特徴としては徹底した口頭語であり、全く表記とか分類についてははじめから考えていないのである。それで音韻変化、同化脱落による形のものが多く、ために規範文法で品詞に分けるようにはわけられないものである。

「ワタシ」は「わたし」にもどして答えるということは文法の一つの作業であるとしても、方言の場合、もとの形にもどして考えることは当然としても、それをそのようにわけて書くことが出来ない場合が多いのである。例えば、都竹氏が岩井謙盛氏の石川県羽咋郡の方言を引いておられるとき又ここに借りれば「雪が降った」は「イッキヤフタ」で「雪が積っている」は「イッキヤフターア」とあると

島氏は先にあげた語文の中で

あの活用表は、活用形の意味をかんがえないで、命令形のようになんとした意味をあらわすのも、未然形のようになんとした意味をもつていい「接続のためのかたち」も、同列において、まったく形式的にならべたものです……。(中略) ……なぜ未然形がまっさきにこなければならないのか、なぜ終止形は三番目にあるのか、というようなことについては、四段活用のばあいに五十音図の順に一致するからと、いうことをしかできません。

と言つておられるが、方言文法では活用形は各方言で自由に作ることが出来るようだ。第一活用形、第二活用形としてとにかく六つか七つかの形を示せばよいようなものだが、先にも述べたように各方言が全くばらばらに勝手に無統制に活用表をつくつても、日本語の姿を全体的にみようとするときには非常に無駄なことばかりが多いのである。

そこで先ずこの方言にもある活用形、しかもその方言の特色をよく示す活用形をあげるべきである。そして、意味による活用形か、接R、接頭形式a、b、d=P_a、P_b、接尾形式a、b、e=S_a、S_b、S_e)としている、「國語と國文學」(九年五月参照)これで先の「イッキヤ」は「雪」でなく「雪が」であるから「イッキヤ(W-W_a)」であるとしても、次の「ターイ」が「でる」か、その他に助詞がついたものかということについては他の多くの例と比較してみないとわからない。だから助詞の機能といふことも先ず形能自身をはつきりさせなければわからないのである。助詞助動詞のあつかい方が大切なのである。もし「雪降タル」のように「雪」の下の「が」がはぶかれているなら「雪降タル」のように「が」何かであけて表記する。しかし、助詞の活用表においては、例えば仮定形の「行けば」が「イキヤー」でも「ば」が助詞であるからといふことなくこれは助詞の仮定形としてあらわしておいてよいだろう。活用表についてであるが、宮島氏は先にあげた語文の中で

続形式のための活用形かとなると、やはり意味の形式をとった方がよさそうだ。というのは、接続する語自身が方言的に問題がありそうだから。

それで、意志（推量）形、否定形、仮定形、命令形、過去形等をあげることが出来るだろう。しかし、接続のための形であるが、連用形と連体形とは入れてよいだろう。何故なら、各方言によって次にことばに困るということもなく、どんな体言をつけてもよく、どんな用言をつけてもよいのだから。そして、音便形も入れておくべきである。これは方言の特色をよくあらわす。

活用表を一応次のようにする。九活用形は非常に多くて無駄なようであるが、方言によって、例えば、過去形と音便形が同じであれば「過去・音便形」として一つにまとめてよいだろう。

共通 基本形	基本形	意志形	否定形	仮定形	命令形	過去形	連用形	連体形	音便形
見る	カク	カコ(ー)	カカ〔ヘン〕	カキヤ	カキ	カイタ	カキ〔マス〕	カク〔トキ〕	カイ〔テ〕
	ミル	ミヨ(ー)	ミヤ〔ヘン〕	ミリヤ	ミヨ	ミタ	ミ〔マス〕	ミル〔トキ〕	
		ミラ〔ヘン〕	ミー〔ヒン〕						
		ミン〔ヒン〕							

しかし、方言文法から共通語文法を帰納する点からいって多くの方言にある活用形は残さなければならない。

意志形の「カコ(ー)」は、「字、カコ」というときもあるし、「字、カコー」というときもあるものである。否定形は「ヘン」「エン」「ン」につづくときにそれそれ違うから「」の中に入れて活用表中に書き入れる。しかし、これは必ずしも「」に入れなくてよいかもしれない。この活用表は、どこの方言を書いたものということはないが、大体姫路あたりのものに似ているだろうか。これは一つの書き方の例としてあげただけである。命令形の「カキ」は大阪方言にある形であるが、これを連用形の命令の使い方とせず、命令形とする。なお、この活用形以外にその他独特の言い方を入れるために下に空欄を二つほど作っておいてもよいだろう。

近畿方言調査簿（西宮一民氏編）がしているように、或る方言地域は何、第三活用形は何、という意図はあるのだが）

で大体、接続語例が予想される場合、それにつづく形として、語形変化をみていってもよいだろう。（しかし、制作者の方では第一活用形

は何、第三活用形は何、という意図はあるのだが）

次に語の機能ということは文法的意味である。宮島氏も引いて反対しておられるが、松尾聰氏の「古文解釈のための国文法入門」のこと

ばはあたつていらないと思う。

文法というのは、「き、けり、らむ」等は助動詞であるとか、「き、けり、らむ」等は用言・助動詞の何形からつぶとか、その活用形はどうであるとか、……〔中略〕……そんなことを取扱うのが本来であって、「き」が過去の意をもつとか、「けむ」は過去の推量の意をもつとかいうのは、「かなし」が「泣きたくなるような気持ちである」意をもつとか、……いうのと全く同じであって、実は文法の取扱範囲外のことなのである。

そうではなくて、例えれば赤穂方言などで使っている助詞「シカ」と和歌山方言の「シカ」とでは意味が反対になるということは文法的意味に於て大切なことである。

ウチ、シカ、アンタノ方が背が高い。(赤穂)は、「私よりもあなたの方が背が高い」であるが和歌山の方はコレ、シカ、ニニ(和歌山方言)。〔コレシカヨイ由来記(久世正富氏)〕は、「これの、ほう、が、高い」である。

次にこのような文法的意味は文として考えるとき一層複雑になる。これは、方言語義は必ずしも中央語で訳されないのと同じである。そういう言い方が中央語にないからである。「ひい孫の子」を「しゃら孫」といったりすることや、漁村独特の方言で、その物が中央語を使う地方にない場合と同じようなものである。それを強いて中央語に言いかえようとするから無理が生じるのであり、その状態を説明するのならないが、外国语を直訳するような調子で訳すから全く変な言い方になつたり、当つていなかつたりするのである。

岡山の「雪、降リヨール」の横にその意として中央語の「雪が降っ

て、」という訳をつけた意味は本当にはわかつていない。

「雪、降リヨール」のあらわす意味をいろいろ実例をあげてその状態を説明すればよいのである。

しかし、先にも述べたように方言研究の目的はその地の方言の状態を知ることにあるのだが、それだけでなく、日本語の生きた口頭語の姿を統一的に知ろうとするのであるならば、何かもをすぐに中央語に結びつけてしまうのではなく、「雪、降リヨール」の形は外にないか、ということを讀べれば、すぐ隣の兵庫県赤穂市では「降フリヨル」になつていて全く同じ意であり、神戸市では「降リヨル」となつてゐる。そしてそれから「降リヨー」があり、「マトル」「降ワト」に対している。これが大阪では、京都では、大津では、あるいは又このういいい方が過去の日本語になつたか、といふことが問題である。だから出来るだけ横の方言で訳すことがのぞましい。そうして日本語の本当の意味での共通語の文法をつづって行きたいものである。共通語の文法をつくるためには全国各地の方言文法をそれべくにつけ、それを整理して理想的な体法文系をつくることが必要である。

「共通語は、理想的国語としての標準語が目立たない程度の方言差、個人差を混じ」て実現したものであるから、共通語文法というものは各地の方言文法から帰納した形であつてほしい。その為には必ず各都道府県毎の方言文法を一応出来る限りでつくつてみる。勿論、府県において例外の地があればそれは別に記しておく、そういうもの

結 語

をまとめて共通語文法というものをつくりて行くべきである。

そのために例えば助詞の活用形は先のようなものを考へ、助詞の省略には□をつけるとかいう方法も考える。文としての語の機能論においては方言語彙にあり、それと一致する意味の語が中央語にない場合があるので同じように必ずしもその通りの言いいかえが出来ないから近隣の方言でもうつて言いかえる。そこからやはりこういう表現があればよいと思われるものは共通語の中に何等かの形でとり入れてもよいだろう。音韻的に変化、特に同化脱落などの場合は先の日野氏の方法などを用いる。

このようにして方言文法から共通語文法というものをつくりて行きたい。これが方言文法の仕事なのである。こうしてこそ方言文法の意義があるのである。

① 本稿における因点はみな筆者

② 国語学 12

③ しかし、単なる接続だけのためのものではないことは、時枝誠記著「日本文法口語篇」(一〇一、一〇二頁) 参照

④ 石垣謙三氏「助詞史研究の可能性」「助詞の歴史的研究」所載参照

がうことが出来た。

先ず、ことばに対する學問的反省を國語史的に、ということからP音考などを例にとって話され、次に個人のアクセントというものはなかなかへ變りにくいものである。又、本学学生も方言臨地調査をしていることを申し上げてあつたので氏の方言調査の苦心談なども話して頂いた。

そして本論に入り、氏が「音韻」といわれるのはストレス、アクセントとビッチ・アクセントを区別するためのものであり、又話調との違いのためであること、基本節、脈生節の定義、アクセントの音韻論的解決では反省的型を材料として考へ、基本節について「さがりめ」があるかないか、あればどこにあるかを記述すること、平板一型は音韻基なく統合一型は音韻基があるということ。音韻論の結論として第一種の京阪式から第三種の東京式が派生したのであり、その第三種の音韻体系では型の数が第一種よりも少くなっている、例えば現代東京語の二音節音調節では三つの型、三音節音調節では四つの型しか存しない。第二種より変化した第三種の九州西南部の二型音韻では型の数はその名の通りあらゆる音調節について二つしかない。このように型の数が少くなるのは型の変化に伴つて型が統合することがあるからである、二型音韻のように単純な体系などはさらに全体系を一型化してしまおうとする。ということ、そして最後に方言と国語教育について述べて頂いた。

平山輝男氏「日本語音韻論」講演

十月十八日前十時から三時間にわたつて国語科全学生、家政科有志学生に対して「音韻論」の御講演をたまわつた。学生のためになるべく基礎的なことをとお願いしたが、おおよそ次のようなお話をうか

なお、このときの録音テープは国語研究室にあります。

(鎌田記)